

## 令和6年度 第2回四條畷市いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和6年12月24日（火） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

（出席者）小寺会長・鉄副会長・丸山委員（範委員の代理）・橋垣委員・小林委員  
・太田委員・田中委員・中西委員・金子委員

（欠席者）池田委員・板谷委員・神本委員（順不同）

### 1. 開会

事務局： 会議公開の確認、会議成立の報告、資料の確認  
(こども政策課)

### 2. 議事

#### 案件1. 「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」

小寺会長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 市内小中学校におけるいじめの認知件数の推移についてご説明申し上げます（教育支援センター）ます。資料2「市内小中学校におけるいじめの認知件数の推移について」をご確認ください。

令和5年度、小学校では1,031件、中学校では141件の認知件数でございました。

今年度の10月末時点では、小学校では448件、中学校では134件の認知件数でございます。令和6年度に関しても例年どおりの認知件数となると見込まれています。また、国、府との比較では、小学校では国の4.1倍、府の2.8倍、中学校では国の2.8倍、府では2.2倍の認知をいたしました。

なお、態様別の件数についての傾向といたしましては、小中学校ともに「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」や「嫌なことやはずかしいこと、危険なことをさせられる」が増加傾向にあり、中学校では「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷やいやなことをされる」は減少傾向にございます。

小寺会長： ただいま市内小中学校のいじめの実態に関する状況について事務局から説明をいただきましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。私から、一点お聞きします。

児童のいじめや不登校が年々増えてきているという現状がありますが、教員の方で精神疾患にかかっておられる人数がかなり多く、ここ3年くらい毎年更新し、特に休職されてそのまま退職される方もおられるし、何割かは復職されていると思います。こういった問題がいじめ問題に関わってくるかと思いますが、四條畷市の教職員の状況はいかがでしょうか

金子委員： 四條畷市教育支援センターの金子でございます。  
教職員の精神疾患等、休職の割合についてですが、全国的に高い水準となりつつある中、本市においても例外ではない状況ではあります。具体的な数字は控えますが、様々な理由により休職を選択される教職員がいる中で、いじめ対応が原因で休職するということは限りなくゼロに近いと認識しています。ただし、いじめに対応する中で、児童生徒、また保護者に対応することで業務過多となり、働き辛さから精神疾患になるということは例外なく発生していることは事実ですので、教育委員会として、教職員のメンタルヘルスケアについても引き続き取り組んでまいります。

小寺会長： 教職員のメンタルヘルスの取り組みがかなり重要であると言われておりますので、よろしく申し上げます。他にございませんか。  
それでは、案件2「各主体によるいじめ対策の取組みについて」に移ります。

## 案件2.「各主体によるいじめ対策の取組みについて」

小寺会長： 各主体によるいじめ対策の取組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： いじめ防止対策推進法には「市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合には、学校や教育相談室への通報、その他適切な措置を取るものとする」とされております。委員の皆さんの組織が主体的な活動をされている中で、いじめに関する相談をされたり、いじめ対策の取組みを実施されたりしておられたらお聞かせください。

丸山委員： 四條畷警察の丸山と申します。  
四條畷警察署では非行防止教室という形で犯罪の未然防止や非行防止に関する講話を行っています。  
講話の対象は小学校6年生と中学校1年生としており、内容は暴行や窃盗をはじめ、今話題となっているSNSに起因するいじめ問題に関する話などをしております。

多くの児童はスマートフォンを持つようになり、私が行く小学校の6年生、中学校の1年生でも8割、9割の児童がスマートフォンを持っている、持つ予定があるという状況、その中でSNSもかなりの割合で利用されています。そういった利用状況で、SNSに起因するトラブルについて何も知らない理解しないまま利用している児童がほとんどというのが現状です。

SNSを利用して犯罪に巻き込まれたり、犯罪の被害者になったりしているだけでなく、SNSを通じて同級生を中傷するような書き込みをしたり仲間はずれにするなどで多くのいじめ事案につながっていることから、最近の非行防止教室ではSNSに潜んでいる危険についての講話を中心に行っています。

学校におけるいじめ問題については、四條畷警察だけでなく、大阪府警としても、一義的には教育現場における対応を尊重しております。

しかしながら、触法行為も含む犯罪行為がある場合には、被害児童や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察としてできる限りの必要な対応をとっていかねばならないと考えております。

学校現場でのいじめの認知件数が多いと認識しておりますが、警察においていじめ事案を認知するのはそんなに多くございません。

ただ、いじめを認知すれば、事案の軽重に関わらず初動対応に重きを置きながら、事案内容や被害者のおかれている状況を的確に把握するなど、被害者の立場に立った適切な指導、助言を行うなどして対応しています。

いじめによって被害者の児童生徒が命を絶つという事案も過去にありましたので、そういった最悪のケースに発展しないためにも学校等の関係機関と連携を図り、引き続き取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

橋垣委員： 青少年指導員の橋垣でございます。

青少年指導員の活動としての後半の行事とそこで感じたことを報告させていただきます。

7月8月にかけて、各校区の盆踊りのパトロールや夏のパトロールを行いました。やはり夏休みということで外に出てくる子どもたちが多く、そこで遊びや色んないじめというのを見ながらパトロールをさせていただいています。

それと、野外活動センターで子どもたちを含めた活動の遊びがあり、その手伝いをさせていただきました。その中で青少年指導員の活動として「ワイワイキャンプ」を9月22日に大雨の中で実施し、前例のない50名の募集をしたところ44名の子どもたちが参加してくれました。大雨の中でもカレー作りは外でやろうということで、初めての参加で包丁で切ったりする経験のない子どもが多くいましたが、「楽しかった。美味しかった。

た。」という報告をいただきました。

遊びは、室内でクラフトやビンゴゲームなどでいろいろと遊んだ中で、少し気づいたことが、同じ学校の同学年児童2人に「これやってくれる？」と頼むと黙ってそれを取り上げ、取り上げられた児童は何も言えないまま過ごすということがありました。それはちょっとかわいそうだと思います、次に「〇〇してくれる？」と頼むとそれもまた取り上げる。同じ学校で同じ学年でこの児童たちは、どういう生活を学校内でしているか不思議でした。

取り上げた児童に対し、「もう一方の児童に頼んだので、その児童にさせてあげてね。」と言っても、陰で隠れて頼んだことを交換するのが見えて、こういうことで、その子にとっていじめられたという感情を抱くこともあるんじゃないのか、同じ学校で同じクラスかどうかわからないですが、毎日付き合う中で我慢しないといけないのかと、感じるようになりました。

他校同士であればそういったことはありませんが、同じ学校、同じ学年では、男子も女子もいろいろな遊びの中でちょっと垣間見ることができたので、やはり我慢している子どもたちは多いのかなと感じました。

それと、11月9日に北河内青少年指導員連絡協議会主催の研修会をサンアリーナで開催しました。

研修では枚方少年サポートセンターの方に来ていただいて、いまの犯罪の子どもたちの様子、低年齢化している詐欺事件について講演していただきましたが、最後に感じたことは、先輩や同級生から頼まれると、やはり断れない、子どもたちの関係が嫌とは言えない状況にあるのかなと感じることができました。

子どもの世界の中では、嫌といえる環境でなければならないが、今、学校の中では嫌と言えず、学校での自分の立場を考えることが多いのか、どんな風な生活をしているのだろうかといった話が出ました。子どもたちの環境は、「嫌・NO」と言えない環境は、なるべく少なくしていかなければならないと青少年指導員の話の中で出ていました。

小林委員： 民生委員児童委員の小林でございます。

民生委員児童委員協議会では、主に小学校の校長先生や教頭先生と情報交換会を実施しております。私の校区では地域の子どもの状態、学校の状況などをお聞きし、その関係で学校に出向くことが多いのですが、情報共有しております。また、配布された学校だより等を地区内の民生委員で共有しております。

中学校は、年齢が大きくなりますし小学校のように情報の共有はできていないんですが何かあれば、できる範囲で協力しようと考えております。

小学校の子どもなんですが、いきなり後ろから蹴られて足に怪我を負っ

たことを、学校で先生に言えなくて、家に帰り親に言い状況を話したということがあったと聞いています。

新しい住宅地には、同じくらいの年代の子どもが結構住んでいます。小学校高学年なんですけど近所でクラスが一人だけ違う、ほかの子どもたちは何人かクラスと一緒に、遊んでるところ「お前は寄せない」とかクラスが違う児童が仲間はずれにされる事案がある。その子にすれば一緒に遊びたい「寄せて」というのですが、集まりの中の何人かが「寄せない」と仲間はずれにし、その児童はみんなが遊んでいる所を遠くで見ているという話をお聞きし、悲しいと思います。

学校では、把握されてるんでしょうかね。

私が聞いている状況は以上です。

齋藤氏： 四條畷警察署から派遣されているスクールサポーターの齋藤でございます（スクールサポーター）す。

私の業務は、主に学校訪問を実施しています。校長先生や教頭先生と情報交換、警察OBとしてのアドバイスを行っています。また、四條畷市教育委員会と一緒に定期的に登下校警戒や、小学校1年生から6年生までの授業風景等をたまに拝見しています。中学校も同じように行かせてもらっています。スクールサポーターというのは、主にそういうことを仕事としております。

先日、大阪多様性教育ネットワークの土田光子先生の講義を受けてすごく感銘を受けました。いじめ問題について、子どもたちが各班に分かれグループワークを行ったりしますが、そんなことでは、いじめ問題はなくなると土田先生はおっしゃっていました。なぜなら「いじめ」は、行動によって、起きたり差別をしたりということだ。と聞き、考え方を考える必要があると思いました。

是非、四條畷市でも講演を実施していただければと思います。

金子委員： 教育支援センターの金子でございます。

土田先生は、何年かに一回は、四條畷にお越しになられて教職員向けに講演いただきおり、先生方も学ばせてもらいいつも素敵なお話を聞かせていただいております。

まず、取組みについて説明させていただきます。先ほど事務局からの資料2ですが、認知件数は平成28年度以降は高水準になっております。

まず、この認知件数を下げることがないように学校とも共有を図っているところなんです。いじめの認知件数が高いから、ダメではなくて、いじめを認知するところから、まずはスタートということで積極的な認知となるよう校長会、教頭会等を含めていじめのガイドラインの改訂も含めて、周知

しているところです。

また、各校におきましては近年、いじめ対応に関する教職員研修を実施しております。弁護士や専門家のみなさんのご意見をお聞きしたうえで学校の組織体制づくりに充てております。また、児童生徒向けにも、弁護士によるいじめ予防授業等を実施するようになってきました。今後積極的に拡げていきたいと思っております。また、枚方少年サポートセンター、四條畷警察署とも連携した、非行防止教室、または薬物乱用防止教室も含めて子どもたちの非行防止、いじめの予防ということで未然防止の取組みも継続して実施しております。

先ほどの資料2の補足説明をさせていただきます。

良かったと思うところで、パソコンや携帯電話のいじめ件数が、令和元年度からの比較では小学校では増加し、中学校では減少しております。

実はこれは喜ばしいことで小学校で増加した理由はおそらく、携帯電話を初めて所持するのは幼稚園～小学1年生で、小学校2年生から3年生になれば7～8割がSNSを利用しているという状況に驚いています。小学校においてはまだまだ未成熟な子どもたちがSNSを利用し、お互いに傷つけあったりすることで増加することはあると思いますが、中学校で減少してきたのは、小中学校での本市の取組みでは、スマホのルールの啓発や子どもたちにスマホのルールを考えさせられるような授業など、また非行防止教室などで効果がでてきたと思っています。

次年度以降もこのような数値で改善が図られたらと思っています。

先ほど、橋垣委員からお話があったように、嫌なこと恥ずかしいこと危険なことをさせられる件数が増加している中で、具体には申し上げませんが、ほぼこの件数が「嫌なことをさせられた」です。例えば、言いたくないのに「○○ちゃんに言っという」と言われた。本当は遊びたいのに「○○ちゃんに今日は遊ばれへんて言いや」と言わされたとか、「嫌や」と言えば良いことでも、言えないような関係というのが気になるころと思っています。「嫌なことは嫌と言ったらいいんだよ」とか、「どうして言えなかったの?」とか、「あなたが嫌な気持ちをしてるんでしょ」と自分の気持ちを素直に伝えられるように先生たちは小学校の時から時間をかけて話をしてくれています。結果として子どもたちの人間関係は多様化して、また複雑化しています。いじめの認知件数が増加することで子どもたちの変化や関係性の変化などを細かく見ていながら、豊かな教育を推進していけたらと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

中西委員： こども政策課の中西です。

こども政策課は、保育施設の所管ということになり、就学前ではまだ、いじめというより、子ども同士の小さなトラブルとかはあるかと思っております。

が、保育の方では、主体的な保育を進めており、先ほど嫌なことが言えないという話がありましたが、小さな頃から自分はこうしたいということやそれぞれが考えて発信できるように、主体性を育てることができるようにというところに力を入れながら保育を推進しています。

また、虐待や不適切な保育については、厳しく対処し、研修等を実施しながら、大人の態度は子どもたちに伝わる部分もあると思いますので、保育者と子どもたちの双方の側面から、子どもたちの保育を進めていきたいと思っています。

田中委員： 子育て総合支援センターの田中です。

子育て総合支援センターも、虐待の対応から子育てに関する相談まで、色々な悩みを聞く場所ではあるんですが、いじめの認知件数が増加しているということで、これが必ずしも関係しているのではないと思いますが、センターでも相談件数が増加し続けているのも実態としてあります。

ピンポイントで、うちの子をいじめている、いじめられているどうしたらいいか。といった相談は直接センターにされるより、学校や教育委員会へ相談されることが多いのかなと思います。一概に言えませんが、いじめられている、いじめてしまっているそれぞれの子どもさんの背景で家庭に何か支援が必要な部分があることが見えたりすると思っています。そういった部分で、それぞれの子どもさんの背景には何かあるのかというところを学校等と連携しながら、その家庭に問題がある部分を少しでも解決に向けて支援ができるようにと日々の相談に対応しているところです。

太田委員： 人権・市民相談課の太田です。

人権・市民相談課では、「なんでも相談」を実施していますが、大人の方の対応が多い状況です。

今回のいじめに関する小学校、中学校の対応では、人権擁護委員が小学校を訪問し、「人権教室」や「人権の花運動」を実施し、人権啓発の活動をしております。

また、中学校では、保護司の方が学校を訪問し、情報リテラシー講演会を開催しております。

鉄副会長： 田原中学校校長の鉄です。小中学校生活指導研究協議会の代表として本協議会に参加しております。

学校教育現場の取組みについては、未然防止として、各校で様々に取組まれている中、本校では、こども園校、小学校、中学校が連携し、長い目で見てめざす子ども像を定め、育成を同じ方向性で行っているということで、様々な取組みをしております。こども園、小学校、中学校の先生と

で、合同研修を年2回必ずテーマを決めて実施しておりますので、いじめ防止にも繋がるような取組みになればと思っています。

また、スクールカウンセラーによる、いじめ防止の授業を1年生と2年生に毎年実施してもらい、同じ校区の小学校にも出向き、やってもらっています。今後はスクールロイヤーにもお越しいただきいじめに関する授業を開催していただく予定です。

それと、一番基本的なことと思いますが、めざす子ども像に向けて子ども主体で取り組むことによって、適切な集団作りをめざして様々な取組みをしています。だから、こうなさいとかこうあるべきとか指示するのではなく、どうしていけばよいか子どもたちが主体で考えて、解決していけるような取組み、行事においても同様に考えながら目的に応じてできるように取り組んでおります。

それから早期対応としては、毎学期のアンケートの実施を全学校で実施し、「いじめられたことがある」や「いじめを見たことがある」等を集計し、いじめを認知し早期対応をしています。

小学校は低学年で多く、言葉など伝達が未熟でうまく表現できず、「叩かれた」「消しゴムを返してくれない」「消しゴムをぶつけられた」等の、ちょっとしたいざこざも件数に含めて本市の件数は多くなっていますが、積極的に認知していることで、大きな問題にならないよう小さいことから対応していこうと各学校が頑張っている現状があります。

早期対応の中ではチーム体制、担任の先生ひとりで対応するのではなく、学年の先生みんなでとか、管理職も含めてとかチーム体制でできるだけ対応しております。ただ、小さいトラブルなんかは担任の先生ひとりで対応する場合もありますが、気になることがあればチーム体制で対応しています。

課題として、いじめの重大事態には二つパターンがあり、一つは被害者が暴力や経済的なこと、生死に係わる被害を受けるようなこと、もう一つは、いじめによって不登校が30日を超えた場合は重大事態となります。

個人のいろんなことで心因的な不登校なのか、いじめが原因の不登校なのかの境界線が難しく、はじめは家族も、本人も嫌なことをされたとか、いじめられたことを告げず、学校では家庭訪問の対応等で2か月3か月続く。欠席が30日を超えて「実は…」といわれると重大事態になり、報告を上げることになる。このような事案をたまに聞きます。

また、言われてすぐに調べようとしても子どもの心情を考えて拒まれることもあるので、一般的な調査としてアンケートを利用しては原因にたどり着けない。どうしても対応が遅れてしまい、手立てを失ってしまうというようなことが大きな課題と考えます。

今までは、すぐに対応したらちょっとしたトラブルで済んだのが、その

まま休んでしまうので、30日を超えると本人の心に、そのトラブルがクローズアップされ、それがすべてのようになり、なかなか解決につながらない。その場ですぐ訴えがあれば、喧嘩の処理のようにお互いに聞きとって対処して指導してきたことが、そうならないようになってきている。また、保護者としては敏感になり、時間を要するケースもあると聞いております。いじめ防止対策推進法で、自死に至るケースは避けるように強く法律で示されているが、その分、逆の作用ですぐ解決できるようなケースが、解決できない事案に上がってしまっているということは現場として思っていることなので、ここで発言させていただきます。

それと、私が以前、園の先生と園児を対象にソーシャルスキルトレーニングの研修をさせていただいたんですが、友達同士で砂山を作って遊んでいて、乱暴なクマさんがそこで遊びたいとやってきて砂山を壊してしまいトラブルとなった場合、何が問題かを考えるにあたって、クマさんが一緒に遊びたいという気持ちは否定できないこと、他の子どもたちも一緒に遊びたい気持ちはあるが、砂山を壊されたことで仲良くできない。こんな時にどうしたらいいか尋ねると、園児が自分で考え、「入れて」と言えばいい。そして、他の子どもたちは「いいよ」と言えばいいという結論が出ました。

その後、園児の間で、「入れて」とその返事として、「いいよ」が流行り友達同士でのトラブルが減少したそうです。

今の子どもたちは小さい頃からソーシャルスキルが身につくおらず、言い方がわからず、どうしたらいいかわからず、自分は我慢するしかない、すると相手も何も言われずにそのまま済ましてしまう。昔は年齢を超えて集団で遊んだりしながらそういったスキルが身についていたが、今は身につけていないのではないかと考えています。中学になると本人は言うこともできないし、親が余計に心配し、些細なことでも本人の心の中で大きくなってしまいます。これを防ぐには、もっと小さいころからソーシャルスキルのトレーニングを実施することも方法の一つと考えています。

こども園、小学校、中学校と長い目で見て、子どもの育成をどのようにしていけばよいかを、もう一度、洗いなおす必要があるのではないかと最近感じているところです。

小寺会長： 各主体からのいじめ対策の取組みについて、報告がありました。全体通して質問、ご意見等ございませんか。

では案件3.「四條畷市いじめ防止基本方針の改訂」に移ります。

### 案件3.「四條畷市いじめ防止基本方針の改訂」

小寺会長： 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3「四條畷市いじめ防止基本方針（案）」をご覧ください。

(こども政策課) 現在、いじめ防止基本方針の改訂案を作成中ですので、現時点での案についてご説明させていただきます。

まず、改訂に至った経緯としましては、1ページ、「はじめに」をお開きください。

3段落目になりますが、いじめ防止基本方針は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、また、同年10月「いじめの防止等のための基本的な方針」が定められたことを踏まえ、いじめの防止等のための対策を市として総合的かつ効果的に推進するため、平成27年8月に策定しました。

その後、平成29年3月に文部科学省において、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されたことや、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことに伴い、平成30年8月に基本方針の改定を行いました。

この度、法の施行から10年が経過し、ガイドラインが令和6年8月に改訂されたことや、市の基本方針改訂からも一定期間が経過していることから、本基本方針を改訂するものです。

今回の改訂では、保護者が安心して学校と連携できるよう、いじめが生じた時の学校の対応をより明確にするとともに、重大事態が生じた際の学校と教育委員会の連携と調査についての整理を行いました。

本基本方針に基づき、すべての四條畷市立学校や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を進めるものです。

なお、本基本方針の改訂は、国のガイドラインの改訂内容を踏まえた全面的な改訂としております。

次のページ、第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項についてです。

まず、いじめの定義は、法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と規定されています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。

また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努めます。当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認を行うとともに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着眼し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。

また、「一定の人間関係」や「物理的な影響」の定義、具体的ないじめの態様の例などを挙げ、わかりやすくしています。

次に、2 いじめの防止等に関する基本的な考え方については、誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団でも起こり得る重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならないことを示すとともに、学校・保護者・子ども・社会、それぞれが必要な認識について示しています。

次のページです。

(1) いじめの未然防止についてです。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要であり、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みが必要であることや、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であること、また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要であることなどを記載しています。

(2) いじめの早期発見については、学校の定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要であることなどを記載しています。

(3) いじめの早期対処については、学校がいじめを発見・認知した場合、学校いじめ防止基本方針に基づき適切に対応します。学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的に対応することが必要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携します。学校からいじめの報告を受けた教育委員会は、事案に応じて、関係機関との連携や専門家の派遣、指導助言を行う等学校を適切に支援します。

次に、第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策についてです。

(1) いじめの防止等のための組織の設置としては、3つの組織があります。

まず、本協議会である四條畷市いじめ問題対策連絡協議会です。法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携や、対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うため、いじめの防止等に関する情報交換等を定期的実施する組織です。

次に、四條畷市いじめ問題対策委員会です。教育委員会が、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、附属機関として設置し、いじめの防止等のための調査及び助言や、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議を行います。調査審議において、事前に委嘱した調査委員では公平性・中立性の確保が難しいと教育委員会が判断した場合は、新たに委員を委嘱することとします。

次に、四條畷市いじめ問題再調査委員会です。法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、法第30条第2項の規定に基づき、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき設置し、調査結果についての再調査を行います。委員は、専門的知識及び経験を有する第三者で構成します。

次に、(2) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備として相談窓口を掲載しています。

(3) いじめの対処に係る体制整備としては、教育委員会は、いじめの報告を受けたとき、必要に応じ、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を派遣する等、学校に適切な支援を行い、児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずるとしています。

その他、(4) いじめに関する研修会の実施、(5) 子どもたちへの周知啓発、(6) 地域への周知啓発について記載しています。

次に、2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策についてです。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定では、学校が、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向やそれに基づく方策等を「学校いじめ防止基本方針」として定めること、その内容、周知等について記載しています。

(2) いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備として、【校内いじめ対策委員会】を挙げています。校内いじめ対策委員会は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置し、学校の複数の教職員により構成され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担います。

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する助言や意見、協力を求めるとしています。

(3) いじめの未然防止の取組みでは、道徳教育や人権教育等のほか、インターネット上のいじめの防止のための情報モラル教育の推進について記載しています。

(4) いじめの早期発見の取組みでは、日頃からの子どもの見守りや情報収集、アンケート調査の定期的な実施、教育相談の実施等について記載しています。

(5) いじめへの組織的な対処では、教職員がいじめの発見や通報を受けた場合に、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応することや、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むことなどを記載しています。

(6) いじめの解消では、いじめが解消している状態として、少なくとも2つの要件、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている必要があるとしています。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとしています。

次に、3 重大事態への対処についてです。

まず、(1) 重大事態とは、法第28条に規定されており、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しています。これらの疑いが生じた段階から教育委員会又は学校は調査の実施に向けて動き出します。

法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。ケースとしては、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定されます。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席が目安となっていますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を開始するとしています。

(2) 重大事態調査を実施する目的についてです。

重大事態調査は、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処や同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査です。

この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されます。しかしながら、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むことが必要としています。

重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要です。

(3) 学校における平時からの備えについてです。

学校における平時からの備えは重要です。

各学校においては、全ての教職員が、法、本基本方針及び国の基本方針、ガイドラインを理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組みが重要です。

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要です。

また、重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、校内いじめ対策委員会において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要です。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことも重要です。

さらに、各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう平時から備えておくことが求められますが、そもそもいじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要であることを記載しています。

(4) 教育委員会における平時からの備えについてです。

教育委員会が学校の対応状況、その解消に向けた取組状況を定期的に確

認し状況の把握を行うことや、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めること、適切な指導・助言を行うことなどを記載しており、重大事態が発生した場合には、教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断することとなります。

(5) 教育委員会又は学校による調査では、基本方針、ガイドライン等に基づき適切に対応すること、(6) 報告の流れでは、重大事態が発生した場合に、教育委員会、教育長や教育委員、市長、大阪府や国等への報告について記載しています。

(7) 調査の組織では、学校主体、教育委員会主体の調査について記載しています。教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会のもとに置く「四條畷市いじめ問題対策委員会」が調査を行い、学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、校内いじめ対策委員会をもとに取り組みます。

(8) 調査の実施では、対象児童生徒・保護者に対しての説明事項等について記載しています。

また、いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明確にするとしています。

(9) 調査結果の提供及び報告では、①対象児童生徒・保護者への調査結果の説明、②いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明、③市長等への報告及び公表について記載しています。

対象児童生徒・保護者への調査結果の説明については、調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。

また、調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するとしています。

(10) 調査結果を踏まえた対応では、対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の

内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応します。

当該学校や教育委員会においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組むとともに、組織として継続的に取り組みます。

また、教育委員会は、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取組みにより、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組みを行います。

(11) 再調査についてです。市長は、教育委員会から調査結果の報告を受けた後、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために再調査を行う必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときは、再調査を行います。

再調査を行うにあたって、再調査委員会の委員は、公平性・中立性を保するため、職能団体や大学、学会等からの推薦等により選出し、委嘱します。その際、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）とします。再調査委員会は市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、独立した第三者委員会として、必要な調査を行います。

(12) 再調査の結果を踏まえた措置等では、再調査報告書を踏まえて、法に基づき、市・教育委員会及び学校は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるとしています。

また、法第30条第3項に基づき、市長は、その結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断します。

次のページには、(13) 重大事態発生時の対応として、①基本フローを掲載しています。また、次のページには、発生時から調査報告まで、段階ごとの対応内容を掲載しています。

基本方針改訂案については以上となりますが、この度の改訂内容については、文部科学省作成のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂内容に基づき作成しているところです。ガイドラインのボリュームが大きいため、現在も検討の最中にありますが、一旦現時点での案ということで本日協議会の皆さまに報告させていただきました。今後、引き続き教育委員会と調整・精査を行い、今年度末までに改訂を行いたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

#### 案件4.「その他」

小寺会長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 今年度の「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、今回で最後と（こども政策課）なります。

なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間は、2年間で、令和7年3月31日までとなっていますので、委員の皆様におかれましては、今回の会議で任期終了となります。長期間にわたりありがとうございました。できましたら、引き続きご就任いただけたら幸いです。継続してご就任が可能な場合は、お手数ですが、お手元の承諾書にご記入をお願いいたします。

本日のご提出が難しい場合は、令和7年2月20日（木）までに返信用封筒でご提出ください。母体委員の異動等により変更が生じる場合は、お申し出いただきますようお願いいたします。

庁内の委員の方については、省略させていただきますので、来年度も引き続きよろしくをお願いいたします。

本協議会は、年2回の開催としておりまして、今回は子どもたちが夏休みに入る前ということで、令和7年7月頃を予定しております。また開催日が近づきましたら、案内文書を送付させていただきますので、ご継続いただける委員の皆さまはご予定ください。事務局からは以上です。

小寺会長： ただいまの事務局の説明につきましてご質問はございませんか。

特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の審議は終了いたします。